

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和元年 6月28日

京都府知事 殿



提出者

住所 大阪市北区中之島3-6-32ダイビル本館

氏名 株式会社大林組 大阪本店
専務執行役員大阪本店長 掛布 勇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6456-7154

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 株式会社大林組 大阪本店

事業場の所在地 大阪市北区中之島3-6-32ダイビル本館

計画期間 平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日

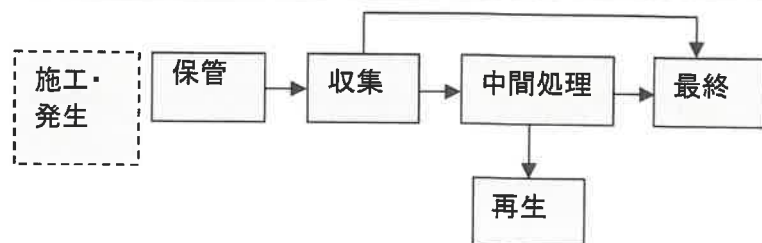
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 D06総合工事業

②事業の規模 5,757百万円

③従業員数 1,947人

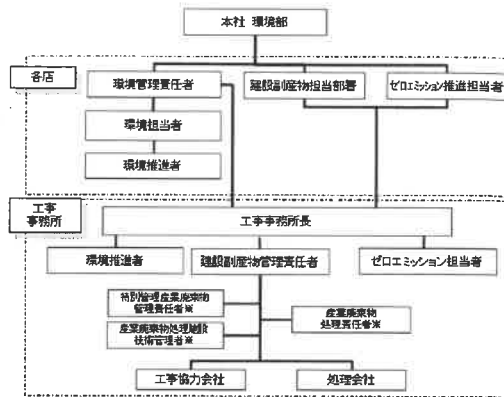
④産業廃棄物の一連の処理の工程



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	-
	排出量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ①新築建築工事の建設廃棄物総排出量の目標値設定 ②産業廃棄物の削減方法 ・ 施工方法の検討による廃棄物の削減（鋼製型枠材の使用等） ・ 梱包材の削減（メーカーへの簡易梱包依頼等）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	-
	排出量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ①新築建築工事の建設廃棄物総排出量の目標値設定 ②産業廃棄物の削減方法 ・ 施工方法の検討による廃棄物の削減（鋼製型枠材の使用等） ・ 梱包材の削減（メーカーへの簡易梱包依頼等）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①新築建築工事の混合廃棄物単位排出量の目標値設定し、混合廃棄物の排出量を低減することにより分別を促進する。 ②コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、廃プラ、石綿含有建材等
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①新築建築工事の混合廃棄物単位排出量の目標値設定し、混合廃棄物の排出量を低減することにより分別を促進する。 ②コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、廃プラ、石綿含有建材等

(第2面) 別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(平成30年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ
	排出量	1,446 t	11.2 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	排出量	170 t	1.2 t
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	がれき
	排出量	36.61 t	10,465 t
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	紙くず
	排出量	8,138.84 t	0.8 t
	産業廃棄物の種類	廃油	-
排出量	3 t	- t	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ
	排出量	1,000 t	10 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	排出量	150 t	1 t
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	がれき
	排出量	30 t	10,000 t
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	紙くず
	排出量	5,000 t	1 t
産業廃棄物の種類	廃油	-	
排出量	0 t	- t	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) -			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) -			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	廃油
	全処理委託量	- t	3 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	- t	3 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	- t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	- t	0 t
	(これまでに実施した取組) ①リサイクル率の目標値設定 ②ゼロエミッション活動の推進 ③再資源化ルートの確立 ④広域再生指定を受けているメーカーとの契約（石膏ボード等）		

(第4面) 別紙②

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（平成29年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥		廃プラ	
	全処理委託量	1,446	t	11.2	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0	t	2.1	t
	再生利用業者への処理委託量	1,446	t	10.88	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0	t
	産業廃棄物の種類	木くず		金属くず	
	全処理委託量	170	t	1.2	t
	優良認定処理業者への処理委託量	24	t	1.2	t
	再生利用業者への処理委託量	170	t	1.2	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0	t
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず		がれき	
	全処理委託量	36.61	t	10,465	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.76	t	2,180	t
	再生利用業者への処理委託量	23.67	t	9,218	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0	t
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物		紙くず	
	全処理委託量	8,138.84	t	0.80	t
優良認定処理業者への処理委託量	26.27	t	0.76	t	
再生利用業者への処理委託量	238.88	t	0.85	t	
認定熱回収業者への処理委託量	0	t	0.00	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0.00	t	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	廃油
	全処理委託量	t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	- t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	- t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	- t	0 t
(今後実施する予定の取組) ①リサイクル率の目標値設定 ②ゼロエミッション活動の推進 ③再資源化ルートの確立 ④優良認定処理業者の選定 ⑤広域再生指定を受けているメーカーとの契約 (石膏ボード等)			
※事務処理欄			

(第5面) 別紙③

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ
	全処理委託量	1,000 t	10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	2 t
	再生利用業者への処理委託量	1,000 t	10 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	全処理委託量	150 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	20 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量	150 t	1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	がれき
	全処理委託量	30 t	10,000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1,000 t
	再生利用業者への処理委託量	20 t	10,000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	紙くず
	全処理委託量	5,000 t	0.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	10 t	0.8 t
	再生利用業者への処理委託量	100 t	0.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。